

# NPO法人等への福祉施設整備等貸付制度のご案内

介護保険法及び障害者自立支援法に基づく福祉施設・サービスの設置促進及び安定的な運営を支援するため、必要な運営資金を低利子で貸し付けます。

## 1 ご利用いただける法人

都内において新たに福祉施設を設置または福祉サービスを開始する法人及び既に運営している福祉施設及び福祉サービスの事業規模を拡充する法人(営利法人を含みます)。

## 2 受付

平成22年12月1日(水)から

※ 申込期限は事業者指定を受けた日から6か月以内です。ただし、既に運営している福祉施設・サービスの事業規模を拡充する場合はこの限りではありません。

(貸付予定額を超えた場合は、その時点で受付を終了させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。)

## 3 お申込み方法

財団法人東京都福祉保健財団の貸付担当の窓口にご直接お申し込みいただきます。  
まずはお電話にてご相談の上、ご来所ください。

※ 窓口が混み合うことが予想されますので、電話予約なしに来所された場合、長時間お待ちいただく場合がございます。

○担当：事業者支援部 運営支援室 特別融資担当

○専用電話：03-5206-8739

○ファックス：03-5206-8744

○受付時間等：9時から17時まで(土日、祝日、年末年始を除きます)

○所在地：〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ13階



### ○交通案内

- JR総武線「飯田橋」下車 西口より徒歩2分
- 東京メトロ東西線、都営大江戸線「飯田橋」下車 (B2b出口) 徒歩8分
- 東京メトロ有楽町線、南北線「飯田橋」下車 (B2b出口) 徒歩3分

## 4 制度の概要

貸付対象	都内において、別表に定める福祉施設を設置、または福祉サービスを開始する法人及び既に運営している福祉施設及び福祉サービスの事業規模を拡充する法人（法人の種別、既設・新設の別は問いませんが、当該施設・サービスが国又は地方公共団体による設置運営、運営委託、指定管理を受けている場合は除きます。また、都外法人で都内において福祉サービス等を新たに開始する法人を含みます。）		
資金使途	<p>福祉施設の設置や福祉サービスの開始に要する運営資金及び既に運営している福祉施設や福祉サービスの事業規模の拡充に要する運営資金</p> <p>*設備の整備や金融機関等からの借入金の償還などを対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所の増改築等（外壁塗装含む）</li> <li>・事務所等の賃借に係る保証金等</li> <li>・機械設備の購入・修理</li> <li>・厨房等の整備経費</li> <li>・職員の募集経費、研修経費</li> <li>・介護サービス情報の公表に係る経費</li> <li>・民間金融機関借入金の借換資金</li> <li>・運転資金</li> </ul> <p>(注)既設の指定介護老人福祉施設等に、増築・改築・設備整備等を行い、新たに対象サービスを開始する場合は貸付対象となります。</p> <p>*以下の経費は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該福祉施設及び福祉サービスが独立行政法人福祉医療機構の融資制度の対象（代理貸付を含む）となる場合</li> <li>・指定介護老人福祉施設や病院・診療所等を新設する際に、当該建物の併設サービスとして対象サービスを設置する場合</li> </ul>		
貸付限度額	2,000万円/法人（貸付額は、100万円以上 100万円単位）		
償還期間	最長10年以内（別途据置期間6か月） ※貸付額により償還期間は変わります		
貸付利子	<p>財団が決定するレート（固定金利）</p> <p>貸付決定日における短期プライムレート+0.5%、ただし、償還期間が5年以内の場合は、短期プライムレート同率となります。</p> <p>*短期プライムレートは、日銀HPにおける再頻値とします。</p> <p>（平成22年12月1日現在の短期プライムレートは1.475%）</p>		
償還方法	四半年賦（償還日 毎年3月、6月、9月、12月の15日）		
物的担保及び連帯保証人	貸付額 500万円以上		貸付額 500万円未満
	(1)原則として法人等が所有する不動産に抵当権を設定(原則第1順位) 連帯保証人1人以上	(2)不動産抵当権の設定が困難な場合  連帯保証人3人以上	担保物件は不要 連帯保証人2人以上
その他	・審査の結果、貸付できない場合もあります		

注 担保物件は、担保評価額に100分の70を乗じて得た額が貸付額を上回っていることが必要です。

注 連帯保証人は、借入金の償還を確実に履行できる所得があり、かつ相当な資産を有していること等が要件になります。

## 別表

### 貸付対象福祉施設及び福祉サービス 一覧

(1) 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に規定する以下の福祉施設及び福祉サービス

- ①第8条に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、居宅介護支援
- ②第8条の2に規定する介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防支援

(2) 障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）に規定する以下の福祉施設及び福祉サービス

- ①第5条に規定する居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、相談支援
- ②第5条及び地域生活支援事業実施要綱に規定する移動支援事業、地域活動支援センター事業、福祉ホーム事業、日中一時支援事業

## 5 貸付の手続き

### (1) ご相談

当財団の貸付の窓口にご相談ください。電話等でのお問い合わせにも対応いたします。  
来所相談は、原則として電話で来所日のご予約をお取りください。

「法人・団体案内」、「事業計画書」、「予算書」など法人の概要が分かる資料をお持ちいただければ、より具体的なご相談に対応できます。

### (2) お申込み

資金の貸付を希望する方は、財団所定の借入申込書の外に、必要な書類の提出をお願いします。（当財団ホームページより「NPO法人等への福祉施設整備等貸付事業借入申込書」(Excel)をダウンロードできます。） 事業者指定等の後に正式受付となります。

ご用意いただく書類の主なものは次のとおりですが、必要に応じて補足資料をお願いする場合があります。

### 主な書類

- (1) NPO法人等への福祉施設整備等貸付事業借入申込書（様式第1号）  
NPO法人等の福祉事業計画概要 別紙1及び別紙2
- (2) 法人の基本的な事項に関するもの
  - ア 法人の登記事項証明書（原本）
  - イ 事業者指定通知書の写し  
地域生活支援事業者については、区市町村への事業開始の届出書等の写し
  - ウ 定款・寄附行為・規則
  - エ 法人・団体案内
- (3) 財務内容に関する書類
  - ア 当該年度の予算書
  - イ 直近3か年間のすべての決算書（既設法人の場合）
- (4) 借入に関する書類1
  - ア 本資金の主な用途に関する資料（設備・備品等のカタログ、領収書など）
  - イ 今後の収支見込み及び償還計画書
  - ウ 担保を差し入れる場合、担保の内容がわかる資料  
（担保物件の登記簿謄本等）
  - エ 借入にかかる法人役員会の議事録（写し）  
※経営改善に向けた計画が必要になる場合があります。
- (5) 借入に関する書類2（連帯保証人に関する書類）
  - ア 連帯保証人承諾書
  - イ 連帯保証人に関する証明書  
連帯保証人は借入額及び担保の差し入れの有無により1人以上必要です。原則として借入金の償還を確実に履行できる所得があり、かつ相当な資産を有していること等が要件になります。（証明資料をお願いすることがあります。）

### (3) 貸付審査

事業計画や経営状況等を拝見し審査の上、貸付を決定します。（財団職員が法人の本部や事業所等にお伺いし、実際の事業運営を拝見する場合があります。）

審査等の結果、貸付できない場合や貸付金額等についてご要望に添えない場合もあります。

制度の詳細は、

**とうきょう福祉ナビゲーション** (<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>) 又は、  
**当財団ホームページ** (<http://www.fukushizaidan.jp/>) をご覧いただくか、  
**電話でお問い合わせください。**

○担当：財団法人東京都福祉保健財団事業者支援部

運営支援室 特別融資担当（津川・出野）

○専用電話：03-5206-8739

○受付時間等：9時から17時まで（土日、祝日、年末年始を除きます。）